


**【年次報告書（様式11）記載例】**

◎令和2年度に第一種特例贈与認定を受け、令和4年度に初回報告を行う場合を例に作成しています。原則押印不要ですが、捨印による修正対応を希望する場合は押印してください。



様式第 11

年次報告書

令和4年●月●日

群馬県知事 殿

郵便番号 000-0000  
 会社所在地 群馬県●●市・・・  
 会社名 株式会社承継商事  
 電話番号 000-000-0000  
 代表者の氏名 承継 太郎

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第12条第1項又は第3項の規定（当該規定が準用される場合を含む。）により、下記の種別に該当する報告者として別紙の事項を報告します。

記

報告者の種別と申請基準日等について

報告者の種別	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特別相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特別相続認定中小企業者
	<input checked="" type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定中小企業者
	<input type="checkbox"/> 第一種特例相続認定中小企業者	<input type="checkbox"/> 第二種特例相続認定中小企業者
報告者に係る認定の認定年月日等	認定年月日及び番号	令和3年 1月15日（経第30226-●●号）
	認定申請基準日	令和2年10月15日
	報告基準日	令和4年 4月15日
	報告基準期間	令和2年10月16日から令和4年4月15日
	報告基準事業年度	令和2年 4月 1日から令和4年3月31日

p. 1

捨印による修正対応を希望される場合は押印してください。  
 なお、捨印を押印する場合は、従来通り代表者名の横にも押印をしてください。（副本についても同様に押印をお願いします。）

年次報告書を提出する日。  
 提出期限が土日祝日の場合は、次の平日が期限となります。（当日消印有効）

報告を行う会社の情報を記載します。  
 原則押印不要ですが、捨印による修正対応を希望される場合、従来通り代表者名の横に押印をお願いします。

認定申請時の種別をレ点又は黒塗りでチェックしてください。

認定書右上に記載の番号になります。

贈与（相続）税申告期限の翌日から1年を経過するごとの日です。  
 ※申告期限が延長されている場合は、延長後の申告期限に基づく日になります。  
 （申告期限が延長されている例）  
 令和元年分贈与税の申告期限  
 →令和2年4月16日  
 （報告基準日は毎年4/16）  
 令和2年分贈与税の申告期限  
 →令和3年4月15日  
 （報告基準日は毎年4/15）  
 相続の場合も延長された場合は、延長後の申告期限に基づきます。

前回報告基準日（第1回報告の場合は認定申請基準日）の翌日から今回報告基準日となります。

前回報告基準日（第1回報告の場合は認定申請基準日）の翌日の属する事業年度～今回報告基準日の翌日の属する事業年度の直前の事業年度となります。  
 第1回報告時には2事業年度となるケースがあります。

(別紙 1)

第 1 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項①  
(認定年月日：令和 3 年 1 月 1 5 日、認定番号：経第 30226-●●号)

1 経営承継受贈者（経営承継相続人）について

贈与報告基準日（相続報告基準日）における総株主等議決権数	(a)	1,000 個
氏名	承継 太郎	
住所	群馬県●●市・・・	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合	(b)+(c) (b)+(c)/(a)	875 個 87.5%
贈与報告基準日（相続報告基準日）における保有議決権数及びその割合	(b) (b)/(a)	800 個 80.0%
適用を受ける租税特別措置法の規定及び当該規定の適用を受ける株式等に係る議決権数(*1) (本認定番号の認定に係る株式等に係る議決権数のみを記載。) <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 <input checked="" type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 5 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 2 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 6 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 4 <input type="checkbox"/> 第 70 条の 7 の 8	700 個	
(*1)のうち贈与報告基準日（相続報告基準日）までに譲渡した数	0 個	
贈与報告基準日（相続報告基準日）における同族関係者	氏名(会社名) 住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	承継 花子 群馬県●●市・・・	(c) (c)/(a) 75 個 7.5%

2 贈与者が経営承継受贈者へ認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る贈与をする前に、当該認定贈与株式を法第 12 条第 1 項の認定に係る受贈をしている場合に記載すべき事項について

本申請に係る株式等の贈与が該当する贈与の類型	<input checked="" type="checkbox"/> 該当無し			
	<input type="checkbox"/> 第一種特別贈与認定株式再贈与	<input type="checkbox"/> 第二種特別贈与認定株式再贈与	<input type="checkbox"/> 第一種特例贈与認定株式再贈与	<input type="checkbox"/> 第二種特例贈与認定株式再贈与
	氏名	認定日	左記認定番号	左記認定を受けた

p. 5

報告会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載してください。

自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。

%は小数点第 1 位まで記載（第 2 位以下切り捨て）です。  
(以下同様)

租税特別措置法の該当規定にレ点又は黒塗りでチェックしてください。

- 7 : 贈与税（一般）
- 7 の 2 : 相続税（一般）
- 7 の 4 : 贈与→相続切替（一般）
- 7 の 5 : 贈与税（特例）
- 7 の 6 : 相続税（特例）
- 7 の 8 : 贈与→相続切替（特例）

報告会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

「猶予継続贈与」の適用を受けている場合（当該報告会社が過去に納税猶予制度を活用したことがある場合）、該当する類型にレ点又は黒塗りでチェックをしてください。

(※先々代から先代へ贈与をするにあたり、本納税猶予制度を活用した場合です。)

				株式数
認定中小企業者の認定贈与株式を法第12条第1項の認定に係る受贈をした者に、贈与をした者。 (当該贈与をした者が複数ある場合には、贈与した順にすべてを記載する。)				

複数の事業を行っている場合、主たる事業を1つ記載してください。

製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが判別できるように記載してください。

### 3 認定中小企業者について

主たる事業内容	〇〇の卸売		
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における資本金の額又は出資の総額	10,000,000円		
贈与報告基準日(相統報告基準日)における資本金の額又は出資の総額	10,000,000円		
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由			
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)における準備金の額	2,000,000円		
贈与報告基準日(相統報告基準日)における準備金の額	2,000,000円		
贈与認定申請基準日(相統認定申請基準日)(合併効力発生日等)(株式交換効力発生日等)と比して減少した場合にはその理由			
贈与報告基準日(相統報告基準日)における常時使用する従業員の数	(a)+(b)+(c)-(d)	100人	
厚生年金保険の被保険者の数	(a)	95人	
厚生年金保険の被保険者ではなく健康保険の被保険者である者の数	(b)	7人	
厚生年金保険・健康保険のいずれの被保険者でもない従業員の数	(c)	1人	
役員(使用人兼務役員を除く。)の数	(d)	3人	
各贈与報告基準日(相統報告基準日)における常時使	1回目(令和4年4月15日)	(f)	100人
	2回目(年月日)	(g)	人

準備金は、資本準備金と利益準備金の合計額を記載してください。

過去及び今回の各報告基準日ごとの従業員数を記載してください。

p. 6

- (a)欄には、厚生年金保険に加入している人数を記載してください。ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。
- (b)欄には、厚生年金保険の加入対象者外で健康保険のみに加入している人数を記載してください。(例：70歳以上の従業員または役員)
- (c)欄には、社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載してください。(例：75歳以上の従業員)ただし、平均的な従業員と比して労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。
- (d)欄には、(a)(b)または(e)(f)でカウントした方のうち役員の数に記載してください(会社にいる全役員の数ではありません)。なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務役員の方は含みません。

用する従業員の数及び常時使用する従業員の数の5年平均人数	3回目 (年月日)	(ハ)	人
	4回目 (年月日)	(ニ)	人
	5回目 (年月日)	(ホ)	人
	5年平均人数	((イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)+(ホ))/5	
贈与報告基準期間(相続報告基準期間)における代表者の氏名	令和2年10月16日から令和4年4月15日まで	承継 太郎	
	年月日から年月日まで		
	年月日から年月日まで		

5回目の年次報告時に記載してください(それ以外は空欄のままにしてください)。

複数代表の場合は、こちらの欄に全ての代表者名を記載してください。

4 贈与報告基準期間(相続報告基準期間)中における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <input checked="" type="radio"/> 該当 / 非該当		
会社名	承継運送株式会社		
会社所在地	〇〇県●●市・・・		
主たる事業内容	運輸業		
総株主等議決権数	(a)	100個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	株式会社承継商事	群馬県●●市・・・	(b) 100個 (b)/(a) 100.0%

特別子会社が複数ある場合は、表を追加してそれぞれ記載してください。

5 会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式について

会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*2)の発行の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	
(*2)を発行している場合にはその保有者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)

拒否権付株式(いわゆる黄金株)の発行の有無について記載します。

**特別子会社**

会社とその代表者と当該代表者の同族関係者が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社(株式会社、合同会社、合資会社、合名会社)及び外国会社(会社法第2条第2号に規定する外国会社)です。

なお、会社法上の子会社の定義とは異なりますのでご注意ください。

**特定特別子会社**

特別子会社のうち、その特別子会社の議決権を保有する代表者の親族の範囲が「代表者と生計を一にする親族」に限定されたものです。

つまり、会社とその代表者と当該代表者と生計を一にする親族が合わせて総株主等議決権数の過半数を有している会社です。

事業実態要件の適用を行う場合の記載例となります。事業実態要件の適用を行う場合、(1)～(30)の記載は不要です。

事業実態要件の適用を行わない場合、(1)～(30)については中小企業庁 HP に掲載されている認定申請書の記載例等を参考に記載してください。

(別紙 2)

第 1 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②  
(認定年月日：令和 3 年 1 月 1 5 日、認定番号：経第 30226-●●号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで）における特定資産等に係る明細表

種別		内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 (*3)を除く。)			(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 (*3)			(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの			(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの			(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの			(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の 施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的 として有するもの			(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的 としない有するもの			(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸 品その他の有形の 文化的所産である 動産、貴金属及び 宝石	事業の用に供することを目的 として有するもの			(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的 としない有するもの			(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これ らに類する資産			(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継 相続人）及び当該経営承継 受贈者（経営承継相続人）			(11) 円	(22) 円

報告基準事業年度ごとに作成  
が必要です。

報告基準事業年度が 2 事業年  
度にわたる場合は、それぞれ  
の事業年度について作成して  
ください。

	に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算入となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$ %		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		9,450,000,000 円			

2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合

該当した日	年 月 日
その事由	
解消見込時期	年 月 頃

3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合

解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
-------	---

損益計算書の売上高を記載してください。

事業活動上生じた偶発的な事由により特定資産の割合が70%以上となる場合や、特定資産の運用収入割合が75%以上となる場合には、一定の期間、資産保有型会社等に該当しないものとみなされます。該当する場合のみ記載してください。

(別紙2)

第 1 種 特例 贈与 認定中小企業者に係る報告事項②  
(認定年月日：令和3年1月15日、認定番号：経第30226-●●号)

1 認定中小企業者における特定資産等について

贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における特定資産等に係る明細表

種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の株式又は持分 （*3を除く。）		(1) 円	(12) 円
	資産保有型子会社又は資産 運用型子会社に該当する特 別子会社の株式又は持分 (*3)		(2) 円	(13) 円
	特別子会社の株式又は持分 以外のもの		(3) 円	(14) 円
不動産	現に自ら使用しているもの		(4) 円	(15) 円
	現に自ら使用していないもの		(5) 円	(16) 円
ゴルフ場その他の 施設の利用に関する 権利	事業の用に供することを目的 として有するもの		(6) 円	(17) 円
	事業の用に供することを目的 としない有するもの		(7) 円	(18) 円
絵画、彫刻、工芸 品その他の有形の 文化的所産である 動産、貴金属及び 宝石	事業の用に供することを目的 として有するもの		(8) 円	(19) 円
	事業の用に供することを目的 としない有するもの		(9) 円	(20) 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これ らに類する資産		(10) 円	(21) 円
	経営承継受贈者（経営承継 相続人）及び当該経営承継 受贈者（経営承継相続人）		(11) 円	(22) 円

報告基準事業年度ごとに作成  
が必要です。  
報告基準事業年度が2事業年  
度にわたる場合は、それぞれ  
の事業年度について作成して  
ください。

	に係る同族関係者等（施行規則第1条第13項第2号ホに掲げる者をいう。）に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産				
特定資産の帳簿価額の合計額	$(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11)$ 円	特定資産の運用収入の合計額	$(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22)$ 円		
資産の帳簿価額の総額	(24) 円	総収入金額	(26) 円		
贈与報告基準事業年度（相続報告基準事業年度）終了の日以前の5年間（贈与（相続の開始）の日前の期間を除く。）に経営承継受贈者（経営承継相続人）及び当該経営承継受贈者（経営承継相続人）に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額		剰余金の配当等	(27) 円		
		損金不算入となる給与	(28) 円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	$(29)=((23)+(27)+(28))/((24)+(27)+(28))$ %	特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	$(30)=(25)/(26)$ %		
総収入金額（営業外収益及び特別利益を除く。）		8,800,000,000 円			
2 やむを得ない事由により資産保有型会社等に該当した場合					
該当した日	年 月 日				
その事由					
解消見込時期	年 月頃				
3 前回の年次報告時にやむを得ない事由により資産保有型会社等に該当していた場合					
解消の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				